

四 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>十七 法第八十九条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項、第七十条第五項第八号、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項並びに第七十条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項</p> <p>十八（略）</p> <p>（事業免許の審査）</p> <p>第十三条 内閣総理大臣は、法第二十九条の規定による免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>十七 法第八十九条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号、第五十三条第四項、第六十四条第三項、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項及び第七十条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項</p> <p>十八（略）</p> <p>（事業免許の審査）</p> <p>第十三条 内閣総理大臣は、法第二十九条の規定による免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p>

一〇四 (略)

五 金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員、会計監査人又は職員の確保の状況、申請金庫の経営管理に係る体制等に照らし、申請金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる、かつ、十分な社会的な信用を有すること。

六 金庫の事業の内容及び方法が預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

(定款の変更等の認可を要しない場合)

第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ〜ニ (略)

ホ 法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けて行う同項各号に掲げる業務

ヘ・ト (略)

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ (略)

ロ 法第五十四条の二十一第三項又は第五十四条の二十三第六項の規定による認可を受けた認可対象会社(法第五十四条の二十一第三項又は第五十四条の二十三第六項に規定する認可対象会

一〇四 (略)

五 金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員又は職員
の確保の状況、申請金庫の経営管理に係る体制等に照らし、申請
金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる
、かつ、十分な社会的な信用を有すること。

(新設)

(定款の変更等の認可を要しない場合)

第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ〜ニ (略)

(新設)

ホ・ヘ (略)

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ (略)

ロ 法第五十四条の二十一第三項又は法第五十四条の二十三第三
項の規定による認可を受けた認可対象会社(法第五十四条の二
十一第三項又は法第五十四条の二十三第三項に規定する認可対

社をいう。第五十三条第四項第一号イを除き、以下同じ。)を
子会社(法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同
じ。)としようとするとき

ハ・ニ (略)

三・四 (略)

(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)

第十八条 法第三十二条第七項(法第五十四条の二十二第八項(法第
五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。)、令第十
一条第三項並びに第六十六条第六項、第六十八条第三項、第六十九
条の二第四項、第七十条第十三項及び第一百条第七項において準用す
る場合を含む。次項において同じ。)の規定により、金庫又はその
子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める
議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権(法第三十二条第
六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第
四十九条の二、第二百二十条並びに第三十三条を除き、以下同じ。
)とする。

一 (略)

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により
元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託
に係る信託財産である株式又は持分(当該株式又は持分に係る議
決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使につい
て当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。)

象会社をいう。第五十三条第四項第一号を除き、以下同じ。)を
子会社(法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下
同じ。)としようとするとき

ハ・ニ (略)

三・四 (略)

(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)

第十八条 法第三十二条第七項(法第五十四条の二十二第八項(法第
五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。)、令第十
一条第三項、第六十六条第五項、第六十八条第三項、第七十条第九
項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同
じ。)の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含ま
ないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は
持分に係る議決権(法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。
第二号及び第三号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並
びに第三十三条を除き、以下同じ。)とする。

一 (略)

(新設)

三] 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第六十九条の二第一項において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四] 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五] 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受けたもの

2 (略)

3 金庫は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請

二] 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

三] 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

四] 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受けた株式又は持分

2 (略)

3 金庫は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請

書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 (略)

(信用金庫の付随業務)

第五十条 (略)

2と4 (略)

5 法第五十三条第三項第七号の二に規定する内閣府令で定めるもの

は、外国銀行(同項第七号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。

)の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務(代理又は媒介

に係る業務及び銀行が同項(第八号及び第八号の二を除く。)の規

定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。)の代理又

は媒介とする。

6 (略)

7 法第五十三条第三項第十三号に規定する類似する取引であつて内

閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた

商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類

似する取引(次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取

引」という。)

イ (略)

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲

げる要件の全てを満たすもの

(1)・(2) (略)

書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 (略)

(信用金庫の付随業務)

第五十条 (略)

2と4 (略)

(新設)

6 (略)

5 (略)

6 法第五十三条第三項第十三号に規定する類似する取引であつて内

閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた

商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類

似する取引(次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取

引」という。)

イ (略)

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲

げる要件の全てを満たすもの

(1)・(2) (略)

二・三 (略)

8 | 12 | (略)

(信用金庫連合会の付随業務)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 | 法第五十四条第四項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる外国銀行の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務(代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項(第八号及び第八号の二を除く。))の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。)の代理又は媒介とする。

一 当該信用金庫連合会が次に掲げる認可を受けてその子会社として
いる外国銀行

イ 法第五十四条の二十三第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による認可対象会社(同条第六項に規定する認可対象会社をいう。)を子会社とすることの認可

ロ 法第五十四条の二十三第八項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書に規定する認可

ハ 法第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項に規定する認可

二 当該信用金庫連合会の子会社でない外国銀行

5 法第五十四条第四項第十一号及び第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十条第六項に規定するものとする。

二・三 (略)

7 | 11 | (略)

(信用金庫連合会の付随業務)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 | 法第五十四条第四項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である法第五十三条第三項第七号に規定する外国銀行(当該信用金庫連合会が次に掲げる認可を受けてその子会社としているものに限る。)の業務(銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務(代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項(第八号及び第八号の二を除く。))の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。)に限る。)とする。

一 法第五十四条の二十三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による認可対象会社(同条第三項に規定する認可対象会社をいう。)を子会社とすることの認可

二 法第五十四条の二十三第五項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書に規定する認可

三 法第五十八条第六項又は法第六十一条の六第四項に規定する認可

5 法第五十四条第四項第十一号及び第十二号に規定する内閣府令で

定めるものは、第五十条第五項に掲げるものとする。

- 6 法第五十四条第四項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、第五十条第七項各号に掲げるものとする。
- 7 法第五十四条第四項第十三号に規定する信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十条第七項各号に掲げるものとする。
- 8～12 (略)

(外国銀行代理業務に関する認可の申請等)

第五十三条の三 金庫は、法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 所属外国銀行（法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の定款又は性質を識別するに足りる書面
- 三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面
- 四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面
- 五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 六 当該金庫と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約書の案
- 七 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書

- 6 法第五十四条第四項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、第五十条第六項各号に掲げるものとする。
- 7 法第五十四条第四項第十三号に規定する信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十条第六項各号に掲げるものとする。
- 8～12 (略)

(新設)

面

八 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有していること。

二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(外国銀行代理業務に係る届出)

第五十三条の四 信用金庫連合会は、法第五十四条の二第二項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三(四) (略)

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第五十三条の三 信用金庫連合会は、法第五十四条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 所属外国銀行(法第五十四条の二に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。)の定款又は性質を識別するに足りる書面

三(四) (略)

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 (略)

七 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の三を除き、以下同じ。）の委託契約書の案

八 （略）

（委託契約書の案の記載事項）

第五十三条の五 第五十三条の三第一項第六号及び前条第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理業務を行う事務所の設置、廃止又は位置の変更に
関する事項

二・三 （略）

四 所属外国銀行が、不当に外国銀行代理金庫（外国銀行代理業務を行つてゐる金庫をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理金庫及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理金庫及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定

五〃八 （略）

（外国銀行代理業務の内容及び方法）

第五十三条の六 第五十三条の三第一項第七号及び第五十三条の四第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記

七 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約書の案

八 （略）

（委託契約書の案の記載事項）

第五十三条の四 前条第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理業務を営む営業所の設置、廃止又は位置の変更に
関する事項

二・三 （略）

四 所属外国銀行が、不当に外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理金庫及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理金庫及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定

五〃八 （略）

（外国銀行代理業務の内容及び方法）

第五十三条の五 第五十三条の三第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものと

載する事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号(第四号を除く。)に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一 外国銀行代理業務に係る行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を行う場合 顧客が当該外国銀行代理金庫と他の者を誤認することを防止するための体制

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第八項に規定する主として信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに法第五十四条の二十三第一項第十号及び第九項に規定する主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

する。

一～三 (略)

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号(第四号を除く。)に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一 外国銀行代理行為(外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。)に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を営む場合 顧客が当該外国銀行代理金庫と他の者を誤認することを防止するための体制

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第八項に規定する主として信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第五十四条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。

一〇二十四（略）

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六（略）

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一・一の一（略）

一の一の二（略）

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の四〇二の二（略）

三 法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務（法第五十三条第三項第七号、第七号の二及び第十七号又は第五十四

4 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。

一〇二十四（略）

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六（略）

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一・一の一（略）

一の一の二（略）

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の四〇二の二（略）

三 法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務（法第五十三条第三項第七号及び第十七号又は第五十四条第四項

条第四項第七号、第七号の二及び第十七号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。

三の二〇十七 (略)

十八 主として子会社対象会社（法第五十四条の二十一第一項又は法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。

以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二〇三十七 (略)

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 (略)

6〇11 (略)

12 法第五十四条の二十三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一〇三 (略)

13 (略)

（法第五十四条の二十一第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第六十五条 法第五十四条の二十一第二項本文（法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内

第七号、第七号の二及び第十七号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二〇十七 (略)

十八 主として子会社対象会社（法第五十四条の二十一第一項又は法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。

以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二〇三十七 (略)

三十八 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 (略)

6〇11 (略)

12 法第五十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一〇三 (略)

13 (略)

（法第五十四条の二十一第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第六十五条 法第五十四条の二十一第二項（法第五十四条の二十三第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める

閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(削る)

一〇六 (略)

七 信用金庫の子会社である法第五十四条の二十一第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用金庫連合会の子会社である法第五十四条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得
法第五十四条の二十一第二項ただし書(法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3 法第五十四条の二十一第四項(法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 信用金庫連合会は、法第五十四条の二十三第四項の規定による子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第五十一条第十一号の二において同じ。)以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認

事由は、次に掲げる事由とする。

一 金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

二〇七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 法第五十四条の二十一第四項(法第五十四条の二十三第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六十六条 (略)

2 (略)

(新設)

申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他法第五十四条の二十三第四項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

4 | 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

5 | 第一項の規定は、法第五十四条の二十一第五項又は第五十四条の二十三第七項の規定による認可について準用する。

6 | 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について

3 | 前二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

4 | 第一項の規定は、法第五十四条の二十一第五項又は法第五十四条の二十三第四項の規定による認可について準用する。

5 | 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

準用する。

(法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項(法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 (略)

九 新規事業分野開拓会社等(第七十条第九項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第六十九条の二第三項において同じ。)の議決権について第七十条第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社(同条第十項に規定する事業再生会社をいう。第六十九条の二第三項において同じ。)の議決権について第七十条第十項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

(削る)

十 (略)

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項(法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 (略)

九 第七十条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等(同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。)の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式又は持分の取得

十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇四 (略)

3 (略)

(特例対象会社)

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該金庫又はその子会社が出資しているもの

2 | 前項の規定にかかわらず、特定子会社(次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。)がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。

一〇四 (略)

3 (略)

(新設)

）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るようになる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 | 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 | 法第三十二条第七項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（専門子会社の業務等）

（専門子会社の業務等）

第七十条 (略)

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

3 (略)

4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者を

第七十条 (略)

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

3 (略)

4 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立

いう。以下この項及び第十項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行つてゐる事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。)の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が百分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が百分の一以上であるもの

(削る)

の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

(新設)

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が百分の一以上であるもの

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に

四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

規定する承認を受けている会社

四 (略)

五| 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

六| 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

七| 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八| 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

九| 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

十| 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十一| 合理的な経営改善のための計画（法第八十五条の三に規定す

5 | 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三
第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品
取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一
第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者

る金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二
条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第
十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年
法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行
持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会
社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」
という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について
次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであ
つて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状
況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している
会社
イ | 当該債務の全部又は一部を免除する措置
ロ | 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する
措置
ハ | 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の
債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定
金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を
下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せ
て講じているものに限る。）

（新設）

である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百二十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社
- 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社
- 八 合理的な経営改善のための計画（法第八十五条の三に規定する金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三项に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法

- 律第百八十七号) 第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社(以下この号において「特定金融機関等」という。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社
- イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置
 - ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置
 - ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置(当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。)
- 6 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第八号に該当するものに限る。)の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。
 - イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平

(新設)

成十一年法律第五十八号) 第二条第三項に規定する特定調停
が成立していること。

ロ 民事再生法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の
決定を受けていること。

ハ 会社更生法第九十九条第一項の規定による更生計画認可の
決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解
決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに
該当すること。

7 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫
若しくはその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項におい
て同じ。)の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六
十五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該
会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取
得された場合においては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の
実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらず
に最後に取得されたとき)に第四項に規定する会社に該当していた
ものも、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行
による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新
たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一
項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府
令で定める会社に該当するものとする。

5 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を金
庫又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項におい
て同じ。)により第六十五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由に
よらずに取得されたとき(当該株式会社の子会社の議決権が当該金庫又はそ
の子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第六
十五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得
されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その議
決権が当該金庫又はその子会社により第六十五条第一項第一号又は
第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫
に係る法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第
七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四
第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 | 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二」と読み替えるものとする。

9 | 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社⁹がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第十一号

（新設）

6 | 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第四項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号及び第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定

の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10) 第五項及び第八項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下この項及び第百条第一項第十六号において同じ。）の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会

子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

（新設）

社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 五年

二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

11| (略)

12| 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は第五十四条の二十三第一項第一号の二若しくは第十号から第十一号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五

7| (略)

8| 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第二号又は第五十四条の二十三第一項第一号の二、第十号若しくは第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三

十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二〇七 (略)

13| 法第三十二条第七項の規定は、第六項、第七項(第八項において読み替えて準用する場合を含む。)、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第七十一条 法第五十四条の二十一第七項(法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。)の規定による総会への報告は、法第五十四条の二十一第三項又は法第五十四条の二十三第六項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

(資産の評価)

第七十三条 (略)

二〇五 (略)

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 (略)

第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二〇七 (略)

9| 法第三十二条第七項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第七十一条 法第五十四条の二十一第七項(法第五十四条の二十三第五項において準用する場合を含む。)の規定による総会への報告は、法第五十四条の二十一第三項又は法第五十四条の二十三第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

(資産の評価)

第七十三条 (略)

二〇五 (略)

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 (略)

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三 (略)

(合併の認可の申請等)

第八十六条 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員、会計監査人又は職員の確保の状況、当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、当該金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(届出事項)

第一百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十 (略)

十の二 外国において法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三 (略)

(合併の認可の申請等)

第八十六条 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(届出事項)

第一百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十 (略)

(新設)

規定する業務の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

十の三 外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

十一 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第八十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。）を子会社とした場合

十一の二 法第五十四条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社以外の会社を子会社としようとする場合

十二～十五 （略）

（新設）

十一 第六十五条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第八十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。）を子会社とした場合

（新設）

十二～十五 （略）

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

二十九 (略)

二百七 (略)

(預金者等に対する情報の提供)
第二百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～六 (略)

二～四 (略)

(特定取引勘定)

第二百七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

二十九 (略)

二百七 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第二百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～六 (略)

二～四 (略)

(特定取引勘定)

第二百七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一〇十 (略)

十一 第五十条第七項第二号に掲げる取引

十二 (略)

十三 第五十条第七項第三号に掲げる取引

十四〇十七 (略)

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、特定取引のうち事業年度終了の時に決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第五十条第七項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

一〇十 (略)

十一 第五十条第六項第二号に掲げる取引

十二 (略)

十三 第五十条第六項第三号に掲げる取引

十四〇十七 (略)

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、特定取引のうち事業年度終了の時に決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第五十条第六項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第百十五條 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。)の額(第百十八条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一〜五 (略)

六 前条第四項第一号から第四号までに掲げるものに係る次に掲げる額の合計額

イ 当該金庫に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額

ロ 国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額

七 (略)

2・3 (略)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第百十九條 第百十六條第二項の規定は、令第十一条第十項第五号に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第百十六條第二項第一号及び第二号中「当該金庫」とあるのは「当該金庫又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第百十五條 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。)の額(第百十八条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一〜五 (略)

六 前条第四項第一号から第四号までに規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ 当該金庫に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額

ロ 国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額

七 (略)

2・3 (略)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第百十九條 第百十六條第二項の規定は、令第十一条第十項第五号に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十六條の三第二項第一号及び第二号中「当該金庫」とあるのは「当該金庫又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の

「とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 会計監査人の氏名又は名称

ニ・ホ (略)

二〇四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう

額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

二〇四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをい

。以下同じ。)に該当する貸出金

ハ・ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)・(2) (略)

(3) 第一百二条第一項第五号イからホまでに掲げる取引

ヘ・チ (略)

六・七 (略)

2 (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三百三十七条の二 外国銀行代理金庫(法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。)は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社(法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。)がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したものの(法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに銀行法第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。)の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社

う。以下同じ。)に該当する貸出金

ハ・ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)・(2) (略)

(3) 第一百二条第一項第五号に掲げる取引

ヘ・チ (略)

六・七 (略)

2 (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三百三十七条の二 外国銀行代理金庫は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社(法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。)がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したものの(法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに銀行法第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。)の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業

社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

256 (略)

(分別管理)

第三百三十七条の六 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理行為(外国銀行代理業務に係る行為をいう。次条及び第三百三十七条の九において同じ。)に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更

年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

256 (略)

(分別管理)

第三百三十七条の六 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更

新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) へ (10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人は又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定に

新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) へ (10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜ

より解任を命ぜられた役員

(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6)・(7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) (略)

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ
(略)

られた役員

(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6)・(7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事

(9) (略)

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ
(略)

五〇七 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第七十条の二の七 (略)

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号に規定する消費生活相談をいう。)に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十条の六 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

五〇七 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第七十条の二の七 (略)

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号に規定する消費生活相談をいう。)に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会(昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十条の六 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ （略）

四 （略）

3 （略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）
第七十条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ （略）

四 （略）

3 （略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）
第七十条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契

く。)に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第七十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七十条の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第七十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各

約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第七十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七十条の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第七十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各

号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七十条の十四の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第七十条の十六 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(次項及び第三項において「日本工業規格」という。) Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を

号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七十条の十四の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第七十条の十六 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(次項において「日本工業規格」という。) Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない

用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第七十条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七十条の二の十二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

ない。

2 (略)

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第七十条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七十条の二の十二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第七十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

2 二・三
4 (略)

2 二・三
4 (略)

○信用金庫法施行規則 別紙様式第15号の2

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第15号の2（第137条の5関係）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意） 「所属外国銀行の商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（信用金庫法第54条の2第1項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、すべての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。</p>	<p>別紙様式第15号の2（第137条の5関係）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意） 「所属外国銀行の商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（信用金庫法第54条の2に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、すべての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第15号の3（第137条の16第1項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">外国銀行代理業務に関する報告書 〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 (略)</p> <p>1 (略) 2 外国銀行代理業務の概況 (記載上の注意) 直近の事業年度における外国銀行代理業務（信用金庫法第54条の2第1項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の経過及び成果を記載すること。 3 所属外国銀行 (略) (記載上の注意) 1 「所属外国銀行名」欄は、当期末現在における所属外国銀行（信用金庫法第54条の2第1項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号を記載すること。 2 (略) 4～6 (略)</p>	<p>別紙様式第15号の3（第137条の16第1項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">外国銀行代理業務に関する報告書 〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 (略)</p> <p>1 (略) 2 外国銀行代理業務の概況 (記載上の注意) 直近の事業年度における外国銀行代理業務（信用金庫法第54条の2に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の経過及び成果を記載すること。 3 所属外国銀行 (略) (記載上の注意) 1 「所属外国銀行名」欄は、当期末現在における所属外国銀行（信用金庫法第54条の2に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号を記載すること。 2 (略) 4～6 (略)</p>